

別添（有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）、訪問看護ステーション）

	令和 年 月 日
法人名称 (個人事業主の場合は事業所名)	

### 賃上げ誓約書 (有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）、訪問看護ステーション)

賃上げ支援事業に関して、次のとおり誓約します。また、誓約した内容のいずれかに虚偽が判明した場合は、給付金を返還します。

#### 【賃上げ支援事業の対象施設であることの申出】

- 事業所単位で以下の①の要件を満たしている。
- ①：令和8年3月1日時点において、以下に掲げる診療報酬のいずれかを届け出ている。

項目	チェック	項目	チェック	項目	チェック
0100 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）		0102 入院ベースアップ評価料（医科）		P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）	
P102 入院ベースアップ評価料（歯科）		訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）			

- 事業所単位で以下の②の要件を満たしている。
- ②：令和8年3月1日時点において、①に掲げる診療報酬の対象外だが、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出る。
- ③：②に該当する場合の職種構成は以下のとおり。

項目	チェック	項目	チェック	項目	チェック
医師		歯科医師		その他医療に従事しない、専ら事務作業（医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く）を行う職員	

#### 【その他要件を満たすことの確認・誓約等】

- ④：令和7年12月から令和8年5月までのベースアップを実施し、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大している。（④、⑤、⑥の重複可）
- ⑤：賃金表等や給与規程等の変更時間に時間を要するため、一時金又は特別手当を3月までに支給し、令和8年4月1日から支給した対象職員のベースアップを実施するとともに、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大している。（④、⑤、⑥の重複可）
- ⑥：令和7年度の対象職員のベースアップが令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施しており、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に充てる。（④、⑤、⑥の重複可）
- ⑦：本事業の給付額は④～⑥のために支出する。
- ⑧：本事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていない。
- ⑨：著しく偏った配分は行っていない。
- ⑩：労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない。
- ⑪：労働保険料の納付が適正に行われている。
- ⑫：給付金申請書兼実績報告書に記載の内容は、事実と相違ありません。
- ⑬：定期昇給による賃金の上昇部分、診療報酬及び他の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等又は地方自治法第232条の2の規定により地方公共団体が支出する補助金）を財源として行っている部分に、本給付金を充てない。
- ⑭：給付対象職員は、支援対象施設等の開設者と労働契約を締結している者（非常勤職員を含む。）とし、給付対象事業者の管理者、給付対象事業者を開設する法人の理事長、給付対象事業者を運営する個人事業主及び薬局の管理者を除く。

別添（薬局）

	令和 年 月 日
法人名称 (個人事業主の場合は事業所名)	

## 賃上げ誓約書（薬局）

高知県知事 様

賃上げ支援事業に関して、次のとおり誓約します。また、誓約した内容のいずれかに虚偽が判明した場合は、給付金を返還します。

### 【賃上げ支援事業の対象施設であることの申出】

- 事業所単位で以下の①の要件を満たしている。
- ①：令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ている。

### 【その他要件を満たすことの確認・誓約等】

- ②：令和7年12月から令和8年5月までのベースアップを実施し、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大している。（②、③、④の重複可）
- ③：賃金表等や給与規程等の変更に時間を要するため、一時金又は特別手当を3月までに支給し、令和8年4月1日から支給した対象職員のベースアップを実施するとともに、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大している。（②、③、④の重複可）
- ④：令和7年度の対象職員のベースアップが令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施しており、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に充てる。（②、③、④の重複可）
- ⑤：本事業の給付額は②～④のために支出する。
- ⑥：本事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていない。
- ⑦：著しく偏った配分は行っていない。
- ⑧：労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない。
- ⑨：労働保険料の納付が適正に行われている。
- ⑩：給付金申請書兼実績報告書に記載の内容は、事実と相違ありません。
- ⑪：定期昇給による賃金の上昇部分、診療報酬及び他の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等又は地方自治法第232条の2の規定により地方公共団体が支出する補助金）を財源として行っている部分に、本給付金を充てない。
- ⑫：給付対象職員は、支援対象施設等の開設者と労働契約を締結している者（非常勤職員を含む。）とし、給付対象事業者の管理者、給付対象事業者を開設する法人の理事長、給付対象事業者を運営する個人事業主及び薬局の管理者を除く。